

2-11 なぜ天竜川を越えて遠くまで配水するのか。

現在、遠州広域水道用水供給事業では、天竜川、都田川を水源とし 15 市町村に上水の供給をおこなっております。平成 12 年 9 月に調査したところ、13 市町から新たに 1 日あたり 67,400 立方メートルの水が必要であるとの要望がありました。

しかし、主要水源である天竜川からの新たな取水は難しいと判断され、天竜川右岸地域に新規水源が確保できないため、水源を太田川ダムに求め、受水申し込みのあった右岸地区の関係市町に天竜川を越えて送水するものです。（Q&A2-7 参照）

このことで、遠州地域に天竜川系、都田川系、太田川系の 3 箇所の水源を確保できることとなり、異常渇水時の相互融通、水質事故災害等の異常時の危険分散ができることから、上水の安定供給の点では非常に強化されることになります。



2-12 水道水取水予定地点では生活排水も流入していると思うが水質はどう

か。

太田川では毎年定期的に採水し、一般細菌や大腸菌群等の「健康に関連する 29 項目」と亜鉛や鉄等の「水道水が有すべき性状に関連する 17 項目」について水質試験を実施していますが、過去において障害となるような結果は出ていません。

水道水質検査結果表（1）

採 水 箇 所			太田川取水点
採 水 月 日			H12.7.11
時 刻			9:40
採 水 者			
天 候	前日・当日		晴・晴
気 温	℃		27.5
水 温	℃		25.5
残 留 塩 素	mg/l 以上		—
項 目	基準値	測定値	
1 一般細菌	100 /ml 以下	3600	
2 大腸菌群	検出しないこと	40	
3 カドミウム	0.01 mg/l 以下	0.001未満	
4 水銀	0.0005 mg/l 以下	0.00005未満	
5 セレン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	
6 鉛	0.05 mg/l 以下	0.005未満	
7 ヒ素	0.01 mg/l 以下	0.001未満	
8 六価クロム	0.05 mg/l 以下	0.005未満	
9 シアン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	
10 硝酸性及び亜硝酸性窒素	10.00 mg/l 以下	1.05	
11 フッ素	0.8 mg/l 以下	0.08	
12 四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	0.002未満	
15 ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.002未満	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.004未満	
17 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	0.0006未満	
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.001未満	
20 ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	
21 クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.033	
22 ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.002未満	

水道水質検査結果表（２）

項	目	基準値	測定値
23	ブロモジクロロメタン	0. 03 mg／l以下	0. 007
24	ブロモホルム	0. 09 mg／l以下	0. 009未満
25	総トリハロメタン	0. 1 mg／l以下	0. 040
26	1, 3-ジクロロプロペン（D-D）	0. 002 mg／l以下	0. 0002未満
27	シマジン（CAT）	0. 003 mg／l以下	0. 0003未満
28	チウラム	0. 006 mg／l以下	0. 0006未満
29	チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	0. 02 mg／l以下	0. 002未満
30	亜鉛	1. 0 mg／l以下	0. 012
31	鉄	0. 3 mg／l以下	0. 05
32	銅	1. 0 mg／l以下	0. 01未満
33	ナトリウム	200 mg／l以下	20. 83
34	マンガン	0. 05 mg／l以下	0. 005未満
35	塩素イオン	200 mg／l以下	12. 46
36	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／l以下	60. 6
37	総発残留物	500 mg／l以下	150
38	陰イオン界面活性剤	0. 2 mg／l以下	0. 02未満
39	1, 1, 1-トリクロロエタン	0. 3 mg／l以下	0. 001未満
40	フェノール類	0. 005 mg／l以下	0. 005未満
41	有機物等（KMnO4消費量）	10 mg／l以下	3. 6
42	pH値	5. 8～8. 6	8. 18
43	味	異常でないこと	原水のため測定しない
44	臭気	異常でない	藻臭
45	色度	5度以下	2
46	濁度	2度以下	0. 7
	備 考		

※21～25 の項目は、消毒副生成能検査の測定値です。 水道水質検査結果表中の基準値は、水道水（浄水処理した後の水）についての値です。 また、水質検査したのは、原水（浄水処理する前の河川水）であるため、この基準値は適用されません。なお、「1 一般細菌」及び「2 大腸菌群」は基準値を超えていますが、水道用水として浄水処理する過程で塩素滅菌を行いますので、水道水質基準値内となります。

2-13 遠州広域水道用水供給事業（太田川系）の工事進捗状況はどうなっているのか。

遠州広域水道用水供給事業（太田川系）は 14 市町に対して日量 81,000m³ を供給する計画で平成 6 年度から事業に着手し、平成 12 年度までに 115 億円余を投資し、工事の進捗率は 23.8% です。

その内訳としては、太田川ダム負担金 33 億 6 千万円余、水道専用工事が 81 億 4 千万円余となっています。

また、水道事業としては太田川ダムからの給水開始時期が平成 21 年 4 月となっていますが、1 年でも早く給水を要望している事業体は、13 市町（受水量の見直し後）のうち袋井市、浜北市他 4 町があり、水道水の安定給水を図る観点から、早期に太田川ダムからの供給を望んでいます。



2-14 水道料金の大幅値上げは反対である。ダムが出来ると水道料金が2倍に

なるという話だが本当なのか。

浄水場等の水道施設は、関係市町の申込水量を基に施設規模を決め、整備を行っていくものであり、この施設整備費や安定給水に必要な維持管理費などの経費は水道料金として回収していくことになります。

この水道料金の算定に当っては、施設整備費が最も大きな構成要素となっておりますので、施設整備時期の調整を行ったり、公共工事のコスト縮減に今まで以上に努力するとともに、事業資金については最も有利な借入れを行うなどして、水道料金を引き下げるよう努め、関係市町に安定した給水を行っていきたいと考えております。（企業局）

料金算定は3～5年間毎に見直しするのが一般的で、その時の施設建設費や維持管理費等を基本に決定されます。過去、共同水道、簡易水道で給水してきましたが生活様式の向上から衛生的で、容易に水利用ができるよう、上水道が創設され施設の整備がされてきました。この施設の維持管理が増加した分それなりに料金として反映してきております。

近年の生活様式は、更に水需要の増加となる高度なものとなっています。また、地域の産業も水需要の増加となっています。このようなことから、今後の水の安定供給には新たな水源としてダムからの受水が必要であります。そして、水道事業としてその負担をして行かなければなりません。

一方、受水に伴い、町水道施設の増補改善が必要であることと、創設以来の料金であることから、今後料金の見直しは避けては通れないと思います。これらについては、将来事業の経営診断をし、住民の意見を聴いて行くことになります。なお、参考に湖北湖西系においては、各市町平均10～60%の値上げとなっています。（森町水道課）

2-15 水道が出ないとき、工水が止まったとき給水を行っている県は、どのよ

うな責任があるのか。

企業局が行う水道用水供給事業は、給水契約に基づき各市町村の水道事業に水道用水を給水する事業であり、水道法上、直接的に給水業務が規定されていません。

しかし、企業局の給水した水道用水は、各市町村の水道事業者の施設を通じて住民に給水されており、水道事業の一部を代替していること、また、

その料金については各市町村の水道事業者から頂いていることから、断水による影響が無いよう安定した給水を維持する義務があります。

工業用水道事業は、製造業等を営む企業に対して、給水契約に基づき工業用水を給水するものであり、工業用水道事業法上、給水義務が規定されているものの工業用水道事業者と使用者の責任、供給条件は給水規程（静岡県工業用水道及び水道給水規程）の定めるところに委ねられています。

給水義務についての工業用水道事業者の責任は、水道用水供給事業者と同様、その料金について供給先の企業から頂いていることから安定した給水を維持する義務があります。